

〔日本書紀天武二十八〕元年六月丁亥皇子市高攘臂按劍奏言近江群臣雖多何敢逆天皇之靈哉天皇雖獨則臣高市賴神祇之靈請天皇之命引率諸將而征討豈有距乎

〔倭訓栞前編十四〕たま魂魄をよめるも身の玉の義也略

〔源氏物語桐壺一〕かのをくりもの御らんせさすなき人のすみかたづねいでたりけんしるしのかんざしならましかばとおもほすもいとかひなし

尋ね行まぼろしもがなつてにても玉のありかをそことしるべく

〔後拾遺和歌集神祇二十〕男にわすられて侍けるころ貴布ねにまゐりてみたらし河に螢のとび侍けるをみてよめる  
いづみしきぶ

物思へばさはのほたるもわが身よりあくがれ出る玉かとぞみる

〔千載和歌集戀十五〕題しらす  
左兵衛督隆房

戀しなばうかれん玉よしばしだに我思ふ人のつまにとまされ

〔類聚名義抄鬼十〕魂魄上音禪メタマシヒナマシヒニ並タマシヒ下和音又薄音鼻俗

〔伊呂波字類抄人體〕魂タマシヒ魂タマシヒ神巳上同

〔令義解職〕神祇官

伯一人掌中鎮魂謂鎮安也人陽氣日事

〔公事根源十一月〕鎮魂祭  
中寅日

それ人には魂魄の二の玉あり魂は陽氣魄は陰氣なり

〔伊勢平藏家訓〕先祖の事

人にはたましひ二つあり魂魄の二つなり死する時は魂のたましひは消て散りうせるなり魄のたましひは其家にとまゝりていつまでもあるなり其證據は世上に幽靈とて死たる人